

## 行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることにより、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

1 計画期間 令和6年2月1日から令和11年1月31日までの5年間

2 内容

- 目標 ①産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除など制度の周知や情報提供を行う。  
②妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口設置の検討

### <目標①対策>

- ・令和6年3月 法に基づく諸制度の調査
- ・令和6年5月 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法を検討する。
- ・令和6年12月 パンフレット配布、ポスター掲示等により制度の周知を図る。
- ・令和7年12月 社員に再度周知を図る。

### <目標②対策>

- ・令和6年5月 妊娠中、産休・育休復帰後の女性社員の現状把握。
- ・令和6年12月 育児休業復帰後等の女性社員のための相談窓口設置の検討